

原案可決

贊成多數

第20号発議案

拉致事件の早期解決のため北朝鮮に対する経済制裁措置の一部解除に反対する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年6月25日

提出者 桜井甚一 中原八一 小柄林 桂佐 一三幸  
佐藤純野澤三 修郎 佐藤正信  
小野峰林碩 郎 佐藤信幸  
市川生庄

賛成者	卓	藤島 藤谷 野松 井野	佐 小佐 金中 村石 星進 宮小 松 橫	之 隆爾 彦 洪郎 修夫 郎 次元 三秀
	莞国	一辰 洋隆 孝	成雄 吉景 昭忍 夫	又 伊直 增芳 千幸
	二	惇佳	一健 郎仁 郎子	一 壱郎 仁郎子
			一 壱郎 仁郎子	一 壱郎 仁郎子
			五 太力 き	五 太力 き
			木川 樺井 川藤 身野 辺富 塚山 月木 川	木川 樺井 川藤 身野 辺富 塚山 月木 川
			谷 富 榆 西 斎 尾 小 渡 三 石 内 若 青 中 長	谷 富 榆 西 斎 尾 小 渡 三 石 内 若 青 中 長
			大 一 猛 一 秀 雄 治 機 守 健 二 男 雄 二	大 一 猛 一 秀 雄 治 機 守 健 二 男 雄 二
			一 孝 良 吉 和 謙 英 昭 邦 浩 雄	一 孝 良 吉 和 謙 英 昭 邦 浩 雄
			林 村 野 村 川 川 莖 山 谷 涌 山 田 藤 川	林 村 野 村 川 川 莖 山 谷 涌 山 田 藤 川
			小 市 片 岩 早 小 帆 東 梅 大 竹 志 佐 皆	小 市 片 岩 早 小 帆 東 梅 大 竹 志 佐 皆

新潟県議会議長 長津光三郎様

# 拉致事件の早期解決のため北朝鮮に対する経済制裁措置 の一部解除に反対する意見書

このたび行われた日朝実務者協議において、北朝鮮が、「よど号」乗っ取り犯の引渡しと拉致被害者に関する再調査の実施を表明したことを受け、政府はこれを「一定の前進」と評価し、経済制裁措置の一部を解除する方針を決めた。

これにより、民間の人道的物資の輸送に限って万景峰92号も新潟港に入港することができるところから、拉致被害者のご家族並びに一刻も早い拉致事件の解決と被害者の帰国を待ち望んでいる県民は、北朝鮮に対する制裁措置の象徴でもある一番大きな効果が失われたものと落胆している。

このたびの北朝鮮の表明は、明らかに米国のテロ支援国家指定解除を狙ったものであり、拉致事件の完全解決という目標にとって「前進」というには程遠いものである。

そもそも北朝鮮が誠実な対応をとるのか疑わしく、拉致事件の完全解決に向けては信ずるに足りない状況であることから、北朝鮮が拉致被害者全員を帰国させ、拉致事件の完全解決がなされるまでは引き続き経済制裁措置を行うことが絶対に必要である。

よって国会並びに政府におかれては、「拉致事件の解決無くして、国交の回復無し」の方針のもと、拉致事件の完全解決がなされるまで、経済制裁措置を解除しないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月25日

新潟県議会議長 長津光三郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
外務大臣	高村正彦様
財務大臣	額賀福志郎様
経済産業大臣	甘利明様
国土交通大臣	冬柴鐵三様
防衛大臣	石破茂様
内閣官房長官	町村信孝様

原案可決

全会一致

第21号発議案

## 原油価格高騰対策の早期実施についての意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年7月11日

提出者 産業経済委員長 岩 村 良 一

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

## 原油価格高騰対策の早期実施についての意見書

長引く原油価格の高騰により、生活に関連したあらゆる物価が高騰し国民の生活に多大な影響を及ぼしている状況にある。

企業においては、中小企業から大手企業まで軒並み減益となっており、特に、バス・トラック輸送・離島海上運送等をはじめとする輸送業界においては、利用者の減少や長年の低運賃から脱却ができないなどの状況の中で、このたびの原油価格の高騰が更なる追い討ちをかける形となり、極めて深刻な状況に陥っている。

また、農林水産業においても、資材やハウス栽培における燃料費、漁船の燃料代、畜産業における飼料の高騰等により、廃業をも視野に入れなければならないほど大きな影響を受けており、早急な対応が求められている。

このような状況のなか、政府において新たな対策が決定されたところであるが、産油国の足並みが揃わず、サウジアラビア以外に増産が望めないことや原油マーケットへの投機資金の流入などにより、原油価格の一層の高騰が予想されるなか、決め手となり得る対策も無く、国民生活や企業経営はさらに厳しい状況に置かれることが懸念される。

市町村及び都道府県においても、各種の対策が行われているが、いずれも厳しい財政状況にあり、国による支援が必要とされている。

よって国会並びに政府におかれては、迅速かつ効果的に原油価格高騰対策の充実・強化を図るとともに、国による地方自治体への支援を強化するよう強く要望する。併せて、省エネルギー及び石油代替エネルギーに係る技術開発を促進するとともに、その実用化や普及を図る施策を早急に充実・強化することなどを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月11日

新潟県議会議長 長津光三郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様
農林水産大臣	若林正俊様
経済産業大臣	甘利明様
国土交通大臣	柴鐵三郎様
環境大臣	下鴨一郎様

原案可決  
全会一致

第22号発議案

銃刀法の早期改正と無差別殺人事件防止対策に関する  
意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年7月11日

提出者 建設公安委員長 斎藤 隆景

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

# 銃刀法の早期改正と無差別殺人事件防止対策に関する意見書

去る6月8日、現代日本をあらわす象徴的な地域であり、世界的にも有名となつた東京・秋葉原において、トラックで歩行者天国に突っ込み通行人を死傷させた後、さらに次々と刃物で襲い、大勢の人を死傷させるという無差別殺傷事件が発生した。

理不尽にも犠牲になった被害者の恐怖、遺族の悲しみ、怒りの大きさは図り知れないものがある。「世の中が嫌になった、誰でもいいから殺したかった」などという、卑劣で身勝手な理由で事件を引き起こした犯人に対しては、憤怒の念を禁じ得ないところであるが、一方で、殺傷力の高い刃物が容易に入手できる現状にも目を向ける必要がある。

このたびの事件において使用された「ダガーナイフ」は、人気ゲームで主人公が使う武器で、特に若者に人気のアイテムとなっている。ダガーナイフは、もともと戦闘用に開発されたことから殺傷能力が非常に高く、両側に刃がついていることから日常での実用には不向きなものである。

現行の銃刀法は、刃渡りや形状等で刃物の危険度を判断し、刀剣類として所持が禁止されるのは「刃渡り15センチメートル以上の刀や剣など」と規定されていることから、今回使用された13センチメートルのダガーナイフは、刃渡りや形状等から銃刀法上の刀剣類には当たらず規制外となる。

また、刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物は、正当な理由なくして携帯することが出来ないが、所持すること自体は禁止されておらず、今日のネット社会の繁栄する状況においては、誰でもが、いつでも特定されることなく自由に購入できる状況にある。

よって国会並びに政府におかれては、事件の背景分析等による徹底した真相究明と今後同様の事件が発生することを防止するため必要な法改正や整備等を進め、一般の社会生活には必要のない刃物を排除する事と、ネット社会における無秩序な商品販売等の経済行為を改善することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月11日

新潟県議会議長 長津光三郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
経済産業大臣	甘利明様
国家公安委員長	泉信也様
警察庁長官	吉村博人様

原案可決  
全会一致

第24号発議案

## 郵政民営化に係る郵政三事業のサービス維持を求める 意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年7月11日

提出者 中原八一 小林林一 佐藤純  
沢野修 沢正三 小野峯生  
三林碩郎

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 長津光三郎様

# 郵政民営化に係る郵政三事業のサービス維持を求める意見書

平成19年10月1日に、資産約338兆円、従業員約24万人を擁する日本郵政グループが発足したことにより、郵政民営化が実現したが、今後は「公共性」と「効率化」の両立が課題とされている。

日本郵政の発足から3月末までの半年間の決算を見るに、グループ全体の利益は計画を上回ったものの、今後、その収益力をどのように高めるかが課題と言われている。

郵政民営化関連法令において、過疎地域でのサービス水準を維持するよう義務付けるなど、一定の歯止めがかけられてはいるが、現実には簡易郵便局の一時閉鎖や廃止が行われている状況にあり、今後、業務の委託先となる農協の統廃合や個人受託者の高齢化などによる一時閉鎖や廃止の加速化が懸念されるとともに、金融業務については、民営化移行期間が満了する平成29年には利益が見込めないことによる金融空白地域の発生が憂慮されている。

特に、山間過疎地域においては、郵便局が唯一の金融機関の場合もあり、廃止されれば、一定の生活水準を維持することさえ難しくなり、離村、廃村も危惧されるところである。

よって国会並びに政府におかれでは、郵政事業が地域に果たしている公共性や社会的重要性を認識し、郵便・貯金・保険のサービスが郵便局において確実に提供され、国民の利便性に支障がないよう万全を期すことを求めた国会附帯決議を遵守するとともに、地域の実情を踏まえ郵政三事業が一体のサービスとして維持されるよう必要な措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月11日

新潟県議会議長 長津光三郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様
金融担当大臣	渡辺喜美様

原案可決  
全会一致

第25号発議案

国民に安全で安心な医療・介護を提供するため、  
適正な社会保障費を確保することを求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年7月11日

提出者 中原 八一 小林 林一 佐藤 純  
沢野 修 柄沢 正三 小野 峰生  
三林 碩郎

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

# 国民に安全で安心な医療・介護を提供するため、 適正な社会保障費を確保することを求める意見書

このたび閣議決定された「経済財政改革の基本方針2008」によると、歳出・歳入一体改革について「これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」、「基本方針2007」に則り、最大限の削減を行う」と明記されている。

一方において、「社会保障サービスや供給体制について、医師不足への対応、少子化対策、長寿医療制度の運用改善などの重要問題に対しては必要な取組を行い、国民の安心を確保する」と明記されている。

経済財政改革の方向性については、基本的に賛成するものであるが、政治の基本は「国民の安全と安心の確保」が第一義と理解している。

平成14年から平成20年までの長年にわたる社会保障費の削減によって、救急医療体制の弱体化や産科・麻酔科などを中心とする医師不足、介護分野における恒常的な人材不足など、地域医療の崩壊が顕在化しており、地元で子供が生めないなど大きな社会問題となり、国民の不安が増大している。

よって国会並びに政府におかれでは、確固とした医療供給体制を再構築し、国民が安全で安心して医療・介護を受けられるため適正な社会保障費を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月11日

新潟県議会議長 長津光三郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様
厚生労働大臣	舛添要一様

原案可決  
全会一致

第26号発議案

医師需給の地域間格差是正のための医師確保に関する  
意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年7月11日

提出者 中原八一 小林林一 佐藤純  
沢野修 柄沢正三 小野峯生  
三林碩郎

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 長津光三郎様

# 医師需給の地域間格差是正のための医師確保に関する意見書

我が国における医師不足の現状は、抜本的解決がなされないまま地方や都市部を問わず深刻な社会問題となっており、閉鎖に追い込まれる病院や診療科のみならず、地域医療が崩壊する危機的状況も生じている。

本県においても、とりわけ産科・小児科医などの医師の確保が難しい状況にあり、診療科を閉鎖せざるを得ない事態も発生している。

また、医師不足からくる過酷な勤務状況から、勤務医を辞める医師も後を絶たないことから、早急な対応が求められている状況にある。

新潟県と人口等が同規模の福井、石川、富山の北陸3県の大学医学部入学定員を比較した場合、北陸3県の4大学で定員395名に対し本県は1医学部で110名ときわめて少ない。また、人口10万人あたりの大学医学部入学定員を見ても北陸3県の12.8名に対し本県は4.6名と、全国平均の5.9名よりも低い現状にあり、医師確保については非常に難しい状況におかれている。

国民の安全と安心を確保するため、救急医療をはじめとする地域医療体制の整備にあたり、安定した医師供給が何よりも必要である。

よって国会並びに政府におかれては、医師の地域偏在の実態を踏まえ、医師養成機関の定員配分が都道府県の人口規模に応じたものとなるよう、医師不足地域における医科大学や医学部の新設を認めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月11日

新潟県議会議長 長津光三郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様
文部科学大臣	渡海紀三朗様
厚生労働大臣	舛添要一様

原案可決

賛成多數

第27号発議案

## 後期高齢者医療制度における低所得者対策の充実に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年7月11日

提出者	中澤三	原野林	八林	一修	小柄	林沢	林正	一三	佐小	藤野峯	純生
-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----

賛成者	小市片佐	林村野藤	大一孝	猛爾彦	富榆	桜岩早	一秀	雄治	成雄	藤島川	之隆
	金中村	野藤谷	二	彦洗郎	村川	川村	雄	機	一一	島川	吉景
	石星横	野松井	伊佐幸	修夫	川苅	苅山	治	男	小渡三青	昭忍	
		尾	秀	東志皆	田川	田川		二	小渡三青	夫一郎	

新潟県議会議長 長津光三郎様

## 後期高齢者医療制度における低所得者対策の充実に関する意見書

本年4月から導入された後期高齢者医療制度に関しては、制度の発足に際しての説明が不十分だったため、「低所得者は負担減」との説明を多くの被保険者が信じていた。

しかし、扶養家族たる高齢者に対して新たな保険料が発生したことや、広域連合への運営主体移行により、市町村が単独で行っていた低所得者層対策が消滅したこと等が原因で混乱が生じている。

また、本来、扶養家族たる高齢者の保険料徴収については半年間の猶予期間が設定されているにもかかわらず、誤って保険料を徴収するなど市町村においても準備不足が見られる。

さらに、3月末までに終了すると約束した不明な年金記録の照合が解決されていないにもかかわらず、保険料の徴収方法として強制的に年金からの天引き制度を採用したことにより、制度に対する国民の不満が噴出している。

しかしながら、高齢者の医療費を国民全体で分かち合う仕組みは、今後さらに高齢化が進展する日本社会において必要であり、その円滑な運営を図るため、制度の趣旨や必要性にかかる国民の理解は不可欠である。

よって国会並びに政府におかれでは、後期高齢者医療制度について国民にわかり易く説明し理解を得るとともに、低所得者層に対する対応等についても万全の措置を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月11日

新潟県議会議長 長津光三郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様
厚生労働大臣	舛添要一様

原案可決

全会一致

第28号発議案

ジストニアの難治性疾患克服研究事業への指定に関する  
意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年7月11日

提出者 中原八一 小林林一 佐藤純  
沢野修 沢正三 小野峯生  
三林碩郎

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 長津光三郎様

## ジストニアの難治性疾患克服研究事業への指定に関する意見書

筋肉の緊張の異常によってさまざまな不随意運動や肢体、姿勢の異常が生じる神経難病であるジストニアは、筋緊張を調節している大脳基底核の働きの異常により筋肉が異常収縮するものと考えられているが、遺伝子の異常によるものなど様々な型が存在し、いまだにその原因が判明していない。

ジストニアの治療に当たっては、抗コリン剤等の薬物治療がなされており、また、痙性斜頸や眼瞼痙攣等に対しては、異常に動いている筋肉にボツリヌス毒素を微量注射し痙攣を麻痺させる治療が行われているが、劇的な効果は期待できない。これらの治療で満足がいかない場合には手術による治療となるが、その歴史も浅く日本においては、ごく限られた施設でのみ行われている状況にある。

このような状況から治療が長期間にわたり、患者及び家族は、日常生活における精神的な負担に加え、高額な医療費の負担が重くのしかかっている。

よって国会並びに政府におかれでは、ジストニアを難治性疾患克服研究事業の対象に指定し、原因の究明と治療法の確立に向けて研究を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月11日

新潟県議会議長 長津光三郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
厚生労働大臣	舛添要一様

## 原案可決

贊成多數

第29号発議案

## 道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年7月11日

提出者 中原八一 小林林一 佐藤純生  
沢野修 沢正三 小野峯  
三三林碩郎

之隆吉景昭忍夫一健郎幸元ヨ秀  
卓洋隆孝惇佳五信芳キ幸  
藤島川藤身野辺富塚山藤山川尾  
佐小西斎尾小渡三石内佐小松横  
成雄一一秀雄治機守健二仁郎子よ  
一辰甚良吉和謙英昭太力き  
樺井井村川川莉山谷渕山月木川川  
富榆桜岩早小帆東梅大竹若青中長谷  
大一猛爾彦洸郎修夫郎次広男雄二  
一孝莞国二伊佐一増政邦浩雄  
林村野藤谷野松井野崎川田藤川  
小市片佐金中村石星進宮市志佐皆

新潟県議会議長 長津光三郎様

# 道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書

中越大地震や中越沖地震などの災害を経験した本県では、先日の岩手・宮城内陸地震において道路の被害により中山間地域で多数の集落が孤立したことから、多くの県民が現地の惨状を深く思いやるとともに、改めて道路の必要性と重要性を痛感したところである。

また、本県においては、いまだに高規格幹線道路のネットワークが未完成であり、一般道路においても車同士のすれ違いが困難な箇所や豪雪になれば通行止めを強いられる箇所、あるいは通学路において歩道が未整備な箇所などが多く存在し、県民の「命と暮らしを守る道路」の整備には程遠い状況にある。

こうした中で、昨年からの道路特定財源の問題では、4月30日と5月13日の道路特定財源関連法案再可決により、地方における今年度予算に対する影響は最小限にとどまることとなったが、政府の閣議決定においては、道路特定財源を平成21年度から一般財源化することとされた。

本県では、きわめて厳しい財政状況のもと、道路整備の必要性から道路予算に一般財源や借入金を充当している状況にある。

よって国会並びに政府におかれては、下記の事項について特段の配慮を行うよう強く要望する。

## 記

- 1 道路整備状況の実態に配慮し、地方の住民が安全で安心して暮らしていくための道路整備や維持・補修に支障が生じないよう地方の道路予算をこれまで以上に確保すること。
- 2 一般財源化の制度設計に当たっては、地方による道路整備等の自由度を最大限拡大するとともに地方の意見に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月11日

新潟県議会議長 長津光三郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様
国土交通大臣	冬柴鐵三様
経済財政政策担当大臣	大田弘子様